



1,4-ジオキサンの分析

規制物質の分析が可能です。

1,4-ジオキサンの規制状況

1,4-ジオキサンは化学反応の溶剤、洗浄溶剤、医薬品の合成原料等として使用されている有機化合物です。平成24年5月には排水規制と地下浸透規制がなされ、さらに平成25年6月には廃棄物に関する規制が新たに設けられました。よって、1,4-ジオキサンは規制物質としての分析が必要となります。

対象		基準値	検定方法	
排水		0.5 mg/L	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号付表7) ・活性炭抽出-GC/MS ・HS-GC/MS	
地下水		0.05 mg/L	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号) ¹⁾	
廃棄物最終処分場から排出される放流水		0.5 mg/L	排水基準を定める省令に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号) ¹⁾	
廃棄物最終処分場周縁の地下水、安定型最終処分場の浸透水		0.05 mg/L	一般廃棄物の最終処分場及び最終処分場に係る水質検査の方法(平成10年環境庁・厚生省告示第1号) ¹⁾	
特別管理産業廃棄物	指定下水汚泥、ばいじん、廃油 ²⁾ 、汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係	廃酸・廃アルカリ 5 mg/kg	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示13号)に基づき検液の作成を行った上で、昭和49年環境庁告示第64号に掲げる検定方法 ・活性炭抽出-GC/MS(カートリッジ型ODSもしくはポリスチレン充填カラム使用) ・HS-GC/MS	
		廃酸・廃アルカリ以外 0.5 mg/kg		
金属等を含む産業廃棄物	簡易型最終処分場に埋め立て処分できる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物	0.5 mg/kg	● 海洋投入を行う有機性汚泥については下記方法 ・溶媒抽出-GC/MS	
	海洋投入処分する産業廃棄物	有機性汚泥、動植物性残渣、廃酸又は廃アルカリ、家畜ふん尿		0.5 mg/kg
		無機性汚泥		0.05 mg/L

1) 昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法と同じ方法になります。

2) 廃油については廃棄物処理法施行令において廃溶剤(1,4-ジオキサンに限る)と定められています。

[略称説明] ・GC/MS : ガスクロマトグラフ/質量分析法
・HS : ヘッドスペース法

1,4-ジオキサンの分析

- 上記の検定方法に記載された方法により、1,4-ジオキサンの分析をお引き受けいたします。
- 当社では規制物質の分析に十分な実績があり、短納期での対応も可能となっております。1,4-ジオキサン分析はぜひ当社へお任せください。



図 GC/MS分析装置



JFE テクノリサーチ 株式会社

<http://www.jfe-tec.co.jp>

0120-643-777

Copyright ©2014 JFE Techno-Research Corporation. All Rights Reserved.
本資料の無断複製・転載・webサイトへのアップロード等はおやめ下さい。